

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第103号）

- 1 知事の事務部局及び収用委員会の事務部局における職員定数を増加することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第104号）

- 1 災害応急作業等手当について、職員が東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内等において行う作業に従事したときに支給することとした。（附則第6項関係）
- 2 1の手当の額の上限を定めることとした。（附則第7項関係）
- 3 その他所要の整備をすることとした。（附則第10項関係）
- 4 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、1及び2は、平成24年9月14日から適用することとした。（附則関係）

◎岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例（条例第105号）

- 1 国体・障がい者スポーツ大会局を設置するとともに、その分掌事務を定めることとした。（第1条、第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第106号）

- 1 介護支援専門員実務研修受講試験等の指定試験機関等の名称の変更に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第4関係）
- 2 養ほう振興法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第6関係）
- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請等について手数料を徴収することとした。（別表第7関係）
- 4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成25年1月1日から施行することとした。（附則関係）

◎議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（条例第107号）

- 1 東日本大震災復興特別区域法第78条第3項に規定する復興交付金を充てて建設し、又は買い取った公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅及び同条第9号に規定する共同施設の売払いについて、議会の議決に付すことを要しないこととした。（附則第4項関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（附則第1項～附則第3項関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第108号）

- 1 都市計画法第29条第1項及び第2項の開発行為の許可等に係る事務を、新たに大船渡市等7市町村が処理することとした。（別表第2関係）
- 2 都市計画法施行規則第37条の開発登録簿の閉鎖等に係る事務を、新たに大船渡市等7市町村が処理することとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1及び2（表2の項の改正部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例（条例第109号）

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第19条関係）

2 施行期日

この条例は、平成25年1月30日から施行することとした。（附則関係）

◎国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第110号）

- 1 普通調整交付金の総額を調整交付金の総額の7分の6に相当する額から9分の6に相当する額に、特別調整交付金の総額を調整交付金の総額の7分の1に相当する額から9分の3に相当する額に、それぞれ改めることとした。（第3条関係）

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成24年度分の調整交付金から適用することとした。（附則関係）

◎警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第111号）

- 1 盛岡市の町の区域の新設並びに字の区域の変更及び廃止に伴い、警察署の管轄区域を改めることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。（附則関係）